

平成31年  
4月1日から  
施行です



# 適正管理及び する条例を制定

# 管理不全な空家等を減らすため 玉村町空家等の 活用の促進に関

## 条例の趣旨

人口減少や高齢化社会の進展、既存の住宅・建築物の老朽化など、使用されていない住宅・建築物が年々増加している中で、適正な管理が行われないまま放置されている状態の空家は、防災・防犯・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせます。  
このため、総合的な空家等の対策に取り組む体制を整備し、空家等の適正な管理・利活用の重要性を広く町民に周知していくため、玉村町空家等対策計画及び玉村町空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例を定めます。

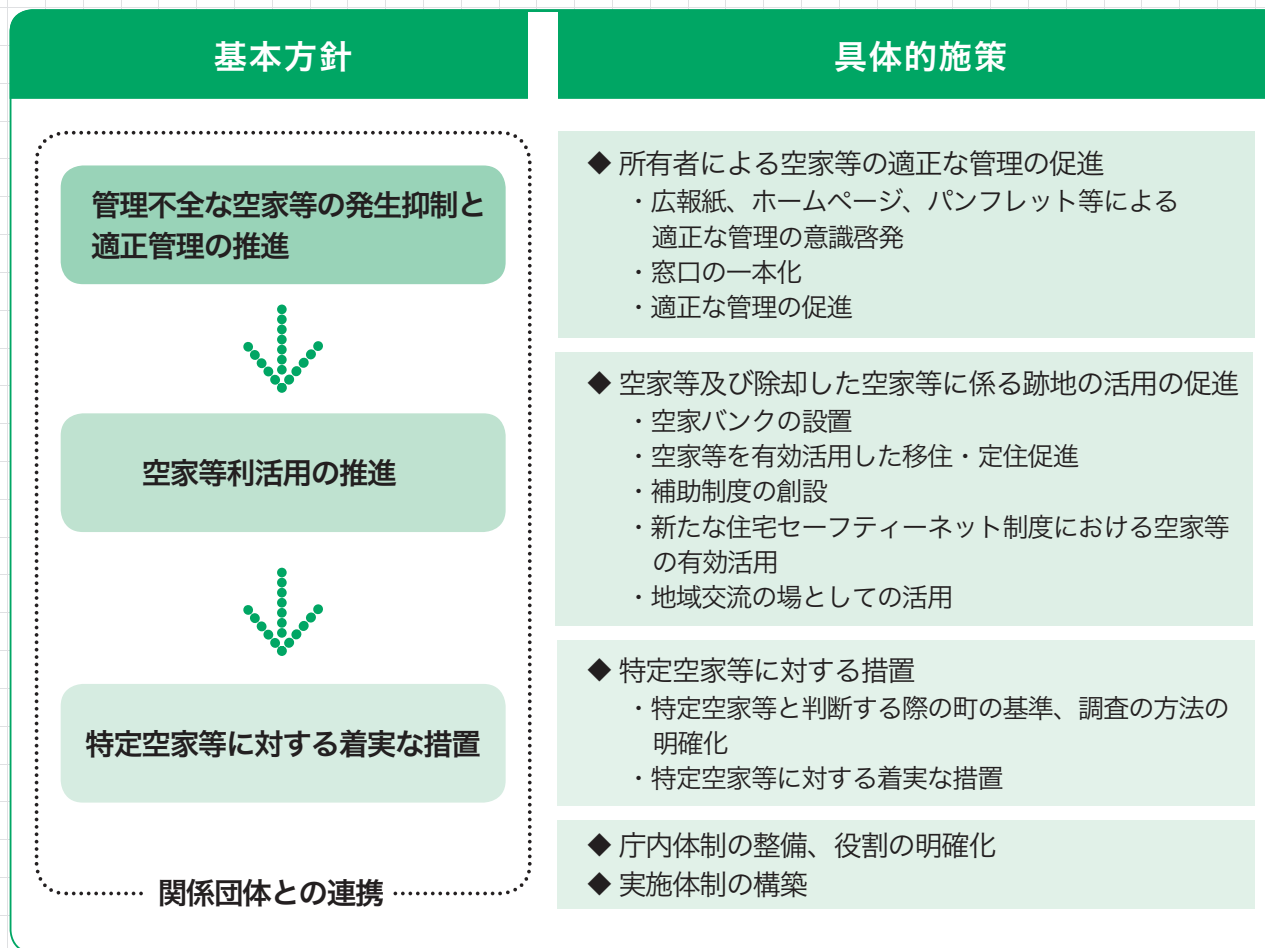
総務経済常任委員会に付託して  
審査 原案可決(賛成全員)

本会議で原案可決(賛成全員)

## 条例の概要

平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家対策特措法)」に定めるもののほか、空家等に関する町民の責務についての規定や、空家等が人の生命、身体または財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認められ、所有者等に危険な状態を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がないときは、町長が必要最小限度の措置を所有者等に代わって講ずることができ緊急安全措置の規定など、空家対策特措法に定めのない事項も規定し、空家対策特措法の内容を補完するものです。  
空家等の適正管理及び活用の促進を図り、安全かつ安心なまちづくりを寄与することを目的としています。

## 玉村町空家等対策計画の概要



## 【主な質疑】

**問** 緊急安全措置における「最小限度の」とはどういう意味か。

**答** 人力で行える範囲の応急処置的なものです。樹木に関しては個人の財産のため、伐採することは難しいと考えています。

**問** 10月に長岡市と燕市の空家対策を視察したが、発生抑制の促進等の対応が必要とのことだった。この条例には盛り込まれているか。

**答** 適正に管理されていない空家等には助言や必要な援助もできる等、条例に盛り込んでいます。上位法である空家対策特措法もあるので、対応できていると考えています。

